弁理士

納冨クラス生専用“三種の神器”公開！
短期合格の秘訣教えます！
【納冨 美和　LEC専任講師】

LEC東京リーガルマインド

0 001321 210017
MU21001

◆ 三種の神器 １ ～納冨レシピ～ ◆

１年合格ベーシックコースをフォローする

	Input	Output
約４カ月	**入門講座 講義編** ➢ 全体を体系的に理解 ➢ 規定の趣旨・要件・効果の理解 ➢ 復習中心の勉強 **論文基礎力完成講座 講義編** ➢ 知識の整理・論文の書き方を学ぶ	**入門講座 演習編** ➢ 知識の定着を図る ➢ 不理解な部分を洗出す ➢ 考え方のロジックの形成（問題の解法） **論文基礎力完成講座 答練編** ➢ 論文の形を身に付ける ➢ 実戦力を身に付ける
約５カ月	**短答基礎力完成講座 講義編** ➢ 条文の理解（要件・効果）の確認 ➢ 入門講座＋αの知識の注入（短答特有事項） ➢ 過去問レベルの問題の解法マスター	**短答基礎力完成講座 答練編** ➢ 不理解な条文の洗出し ➢ 短答問題の解法の習得 ➢ 題意の取りかたの練習 ➢ 短答攻略の戦法習得

無断複製・頒布を禁じます

【入門講座講義編】特許法・実用新案法 ①

見 本

発　明

【発明とは？】

特許法の保護対象である「発明」とはどのようなものなのだろうか？「発明」は、２条１項に規定されている。その要件としては以下の通りである。

⑴　自然法則を利用したものであること、

⑵　技術的思想であること

⑶　「創作」であること

⑷　「高度のもの」であること

⑴でいう、「自然法則」とは、自然界において経験的に見出される法則をいう。例えば、ニュートンの法則等がそうである。そして、「自然法則を利用した」とは、自然法則を用いて一定の効果を反復的に得られることを意味する。自然法則を用いていないか、反復的効果がない。例えば、永久機関は発明ではない。また、ある確実性をもって同一結果を反復できるものでなければならない。しかしながら、その確実性が必ずしも 100%であることを必要とするものではない。基本発明ほど、確率は低いものであるためである。例えば、御木本幸吉氏の発明した真珠の養殖方法の発明は、その確率はわずか数%だったという。

また、自然法則を利用していないものとしては、計算方法、作図法、暗号、人為的取決め（ゲーム、課税方法、保険制度）が挙げられる。

⑵でいう、「技術」とは、一定の課題を達成するための具体的手段をいう。ポイントとしては、第三者に伝達可能であることが必要であるため、個人の技量、技能と異なる。

⑶でいう、「創作」とは、新規に作り出したものであるが、ある程度の困難性（非自明性）を伴うものをいい、また思想自体の創作をいう。たんに発見したものは除かれる趣旨である。

⑷でいう、「高度」とは、新たに生み出された技術的思想のうち技術水準が低い裾の部分は包含しないという意味であり、考案（実２条１項）と区別するための概念である。実用新案法の保護対象である「考案」には、高度性の要件がない（実２条１項）。

無断複製・頒布を禁じます

特許要件

【産業上利用可能性】

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

まず、特許を受けるために必要な要件として、特許法第 29 条第１項柱書において「産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。」と規定されている。これは、産業上利用可能性といわれるものである。

法は、発明の保護と利用を図ることにより、産業の発達に寄与することを目的とするとの法目的を定めている（１条）。発明が産業の発達に寄与するのは、発明が利用されることによって、つまり、前身となる発明を改良等してよりよい発明を生み出していくという、技術の累積的進歩を促すからである。したがって、発明が産業活動の中で実施できないようなものは、上記の法目的達成に寄与するところがなく、そのような発明は保護価値がない。よって、発明が産業上利用できることを必要とし、特許要件の一つとして規定しているのである。

ところで、ここでいう「産業」は非常に広い意味を指す。「産業」というと、一般には鉱工業や農林水産業等の生産業を意味するが、実務慣行においては、補助産業的なものも含まれる。つまり、運輸業や交通業等である。金融や保険業についてもである。いわゆるビジネスモデル特許等はこれらに入る。

次に、「産業上利用できる」というのは、実際に利用できる場合のみならず、可能性があれば足りると解する。もちろん高い可能性があるにこしたことはないが、一定の確実性さえ担保されれば、その確率は低くても構わない。例えば、御木本幸吉さんの真珠の養殖方法に関する発明については、わずか数%の確率性だったという。

特許法第 29 条に規定する「産業上利用できる発明」とは、学術的、実験的にのみ利用することができるような発明などを排除することを意味する。基本発明といわれるものほど産業への活用に相当の期間を要するものであるが、そのような基本発明こそ本来は保護する必要があるからである。

また、経済性は問わない。経済的価値と発明の技術的な価値とは必ずしも比例するものではなく、経済的価値の低い発明でも技術的価値の高いものはたくさん存在するからである。また、技術的不利益を伴うものを除外するものではない。技術的不利益というのは、その後の改良等によって排除できる可能性があり、そのような改良発明を促すということもいえるからである。

一方で、技術的価値は認められる必要がある。技術的価値が無い場合は、産業上利用する価値を有しないためである。

では、どのようなものが具体的に産業上利用できない発明なのであろうか。まず、業として利用できないものも産業上利用性を否定される。例えば、喫煙方法である。これは個人的にのみ利用される発明だからである。ただし、ただし、「髪にウェーブをかける方法」のように、個人に利用され得るものであっても、業として利用できる発明であれば問題ない。あとは、学術的・実験的にのみ利用される発明も産業上利用性を否定する。ただし、「理科の実験セット」に係る発明は、実験に使用されるものではあるが、そのセットは量産されて市販される可能性のあるものであるから業として利用できる発明である。

また、実際上、明らかに実施ができないものも挙げられる。例えば、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法が有名な例として挙げられる。

無断複製・頒布を禁じます

一番問題となるのが、人間を手術・治療又は診断する方法、つまりいわゆる「医療行為」である。このいわゆる「医療行為」は、人道上、人類のために広く解放すべきであるため産業上利用性を有しないとされる。この医療関連発明については、審査基準の改定があり、平成 21 年 11 月 1 日出願分から適用が変わったところである。改定点のポイントは以下の通りである。

＜審査基準 第Ⅱ部 第１章「産業上利用することができる発明」についてから＞

2.1 「産業上利用することができる発明」に該当しないものの類型

2.1.1 人間を手術、治療又は診断する方法

人間を手術、治療又は診断する方法は、通常、医師(医師の指示を受けた者を含む。以下同じ。)が人間に対して手術、治療又は診断を実施する方法であって、いわゆる「医療行為」と言われているものである。

※以下が改定に絡むところである。

(i) 人体から各種の資料を収集する方法は、手術や治療の工程や、医療目的で人間の病状等を判断する工程を含まない限り、「人間を診断する方法」に該当しない。

つまり、人体から各種の資料を収集するための方法であっても、「診断にあたる工程」を含まない限りは、産業上利用可能性を否定しないというころである。

例えば、方法の発明として、採取方法、測定方法、判定方法、試験方法などに関する発明が産業上利用性を満たし特許となるケースがあり得るということである。

ちなみに、医薬や医療機器については産業上利用可能性を否定しない。

無断複製・頒布を禁じます

【入門講座講義編】意匠法 ②

見 本

定　義

＜重要制度　定義・趣旨　最短バージョン＞

□　関連意匠制度の定義・制度趣旨
定義：関連意匠を独自の効力を有する意匠権として保護する制度
趣旨：バリエーションの意匠はそれぞれ同等の保護価値があるため、独自の効力を有する意匠権を付与

□　組物の意匠制度の定義・制度趣旨
定義：全体として統一のある組物の意匠について一出願を認める制度
趣旨：組物全体として一つの創作、システムデザイン等の保護

□　部分意匠制度の定義・制度趣旨
定義：物品の部分に係る形状等についても意匠として保護する制度
趣旨：独創的で特徴ある部分の模倣の防止

□　秘密意匠制度の定義・制度趣旨
定義：出願人の請求により３年以内の一定期間登録意匠を秘密にする制度
趣旨：模倣容易、流行性等の特質を考慮し、実施時期と公表時期を調整

□　動的意匠制度の定義・制度趣旨
定義：意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する意匠
趣旨：一出願で完全な権利取得が可能

無断複製・頒布を禁じます

【部分意匠】

1．総説

⑴ 部分意匠の意匠登録制度とは、物品の部分の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合（以下「形態」という。）について意匠登録を認める制度をいう。

⑵ 従来、独立した取引対象とはなり得ない「物品の部分」に係る意匠は、法の保護対象から除外されていた。

そのため、一つの意匠に独創的で特徴のある創作部分が複数箇所含まれている場合でも、物品全体として一つの意匠権しか取得できず、その一部が模倣されても、意匠全体としての模倣が回避されていれば、当該意匠権の効力は及ばなかった。

しかし、これでは意匠の創作の保護に欠けるばかりか、独創的な意匠の創作意欲を削ぐことにもなり、産業政策上も好ましくない。

そこで法は、物品の部分について独創的で特徴のある創作をした場合には、当該部分を部分意匠として保護することとした（２条１項かっこ書）。

2．部分意匠の成立要件

⑴ 意匠に係る物品が特定されていなければならない。

本制度の導入により、意匠と物品との一体性がなくなったわけではないからである。

したがって、模様又は色彩のみを表したものは、物品の部分とは認められない。

なお、出願に際しては、施行規則・別表１に例示される物品名を「意匠に係る物品」欄に記載しなければならない（６条１項３号）。

例えば、カメラのグリップ部分に係る部分意匠でも「意匠に係る物品」欄には「カメラ」と記載しなければならない。

⑵ 上記物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分でなければならない。

即ち、図面等において部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定し、「意匠の説明」欄においてどのように特定されているかを説明することが要求される。

したがって、物品の形態のシルエットのみを表したものは、物品の部分とはいえない。

⑶ 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分でなければならない。

したがって、対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていないものは、部分意匠とはいえない。

⑷ 組物の意匠（８条）に係る部分意匠であってはならない（２条１項かっこ書）。

組物の意匠はデザイン全体の統一感を保護する制度だからである。

3．部分意匠の登録要件

⑴ 客体的要件

① 通常の出願に課される一般的登録要件を具備しなければならない。

権利として意匠の創作を保護することに変わりないからである。

したがって、上記部分意匠を構成することや新規性・創作非容易性（３条）等を有することが求められる。

無断複製・頒布を禁じます

なお、新規性等（３条及び３条の２）の判断においては、部分意匠に係る先願のみならず全体意匠に係る先願も参酌される。

公知意匠・開示意匠との間で類否判断を行うものだからである。

また、全体意匠との権利関係の調整や弊害防止等の観点から、以下の要件が平成10年法改正で新設された。

② 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができない（５条３号）。

第三者による当該物品の実施自体が制限されてしまうため、経済活動を不当に制限し、かえって産業の発達を阻害することになるからである。

③ 当該出願後に意匠公報に掲載された先願の願書・図面等に現された意匠の一部と同一又は類似である意匠は、意匠登録を受けることができない（３条の２）。

権利関係の錯綜防止等のためである。

なお、部分意匠が先願で全体意匠が後願の場合には、原則として本条は適用されず、利用関係（26条）で調整される。

⑵ 手続的要件

① 部分意匠の出願である旨を明記した適式な出願を行わなければならない（６条）。

意思表示の明確化等のためである。

② 一意匠一出願の原則に従わなければならない（７条）。

主として手続上の便宜のためである。

なお、「意匠に係る物品」欄に「～の部分」等の語を付したものは物品の区分によらないとされ、また、一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、形態的な一体性又は機能的な一体性が認められる場合を除き、意匠ごとの出願とは認められない。

③ 先願でなければならない（９条）。

先願優位の原則の下で、独占権付与の調整を図ったものである。

なお、先後願判断は、意匠に係る物品の同一又は類似を前提に、対比可能な部分を有する部分意匠の出願同士で行うが、部分意匠と全体意匠との間では、本条の類否判断は行われない。

意匠登録を受けようとする方法・対象が異なるからである。

４．効果

⑴ 部分意匠の成立要件を満たさない出願は、意匠を構成しない又は意匠が具体的でないとして、３条１項柱書違反で拒絶される。

⑵ 一般的登録要件を満たさないものは、それぞれの理由で拒絶理由となり（17条）、形式的要件（７条）を除いて、無効理由となる（48条）。

⑶ 上記要件を具備する場合には、登録査定（18条）等を経て、「部分意匠」に係る意匠権が発生し（20条）、当該意匠権者は、業として当該部分意匠に係る登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する（23条）。

以上

無断複製・頒布を禁じます

【関連意匠制度】

1． 要件不備の効果（関連意匠の意匠登録出願の一方に拒絶理由がある場合の取扱い）

⑴ 本意匠にのみ拒絶の理由があるとき

本意匠に拒絶の理由を通知する。この場合、関連意匠は、本意匠より先に登録を受けることはできず、本意匠の結果を待つこととなるので関連意匠に対して本意匠の結果を待っている旨の待ち通知を行う（右図）。なお、出願人が本意匠と関連意匠とを入れ替えて拒絶査定をすべき理由のない出願を本意匠とする補正をした場合には、手続後の本意匠について登録をすべき旨の査定をする。

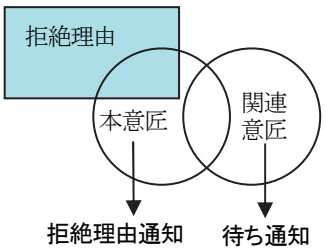

① 本意匠の拒絶理由が解消したときは、本意匠と関連意匠について、同時に登録をすべき旨の査定をする。

② 本意匠の拒絶の査定又は審決が確定したときは、本意匠に関する拒絶の査定又は審決についての結果を待っていた関連意匠は、本意匠が存在しなくなったために関連意匠として登録を受けることができないものとなるので、法 10 条 1 項に基づく拒絶理由を通知する。これに対して、関連意匠とする意匠登録出願について願書の「本意匠の表示」欄を削除することによって通常の意匠登録出願とする補正が行われたときは、登録をすべき旨の査定をする。

なお、複数の類似する関連意匠がある場合に、そのうちの一を本意匠として選択し、他をその関連意匠とする補正が行われたときは、補正後の本意匠と関連意匠との関係について審査を行い、拒絶すべき理由がないときには、登録をすべき旨の査定をする。

⑵ 関連意匠にのみ拒絶の理由があるとき

同日に出願された類似する意匠が同一人に係る出願であって、関連意匠として出願されている場合に、関連意匠にのみ拒絶の理由があるときは、その関連意匠に拒絶の理由を通知し、本意匠は、登録をすべき旨の査定をする（右図）。

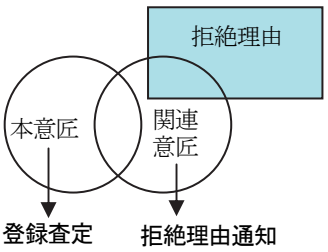

【意審査便覧 44.05】

無断複製・頒布を禁じます

【形態ごとの３条、９条、３条の２の規定の適用】

	全体意匠	部分意匠	部品	組物
全体意匠	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒アリ 3－2⇒なし（△）	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒アリ（※4要件） 3－2⇒なし	3①⇒なし 3②⇒アリ（△） 9⇒なし 3－2⇒なし	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒なし 3－2⇒アリ
部分意匠	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒アリ（※4要件） 3－2⇒アリ	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒アリ（※4要件） 3－2⇒アリ	3①⇒なし 3②⇒アリ 9⇒なし 3－2⇒なし	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒なし 3－2⇒アリ
部品の意匠	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒なし 3－2⇒アリ	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒なし 3－2⇒アリ	3①⇒アリ 3②⇒アリ 9⇒アリ 3－2⇒なし	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒なし 3－2⇒アリ
組物の意匠	3①⇒なし 3②⇒アリ 9⇒なし 3－2⇒なし	3①⇒なし 3②⇒アリ 9⇒なし 3－2⇒なし	3①⇒なし 3②⇒アリ 9⇒なし 3－2⇒なし	3①⇒アリ 3②⇒（アリ） 9⇒アリ 3－2⇒なし

全体　物品「イス」
部分　物品「イス」　意匠登録を受けようとする部分「イスの背もたれ部分」
部品　物品「イスの背もたれ」
組物　物品「一組のイスセット」

＊表の見方＊

横列⇒先願
縦列⇒後願

- ３条１項、２項については、先願の公報が発行されたものとして扱う。
- ９条、３条の２については、先願がまだ登録されていない状態で、後願が出願されたものとして扱う。
- ３②の（アリ）は、３条１項３号にも、３条２項にも該当する場合には、３条１項３号が優先適用される（３条２項かっこ書き）ことを示している。

無断複製・頒布を禁じます

【論文基礎力完成講座】補助問題

見 本

練習問題１

甲は、発明**イ**を独自に創作し、2013 年５月 10 日に刊行物**X**に発表した。その後、発明**イ**を改良した発明**ロ**を独自に創作し、特許出願**X**をすることを考えている。

この場合、依頼を受けた弁理士**乙**が出願に際し留意すべき事項について説明せよ。

なお、解答は 2013 年７月４日を基準に解答せよ。

解答例

１．特許要件

⑴ 新規性、進歩性を有すること（29 条１項、２項）

① 乙は、発明ロが新規性（29 条１項各号）、進歩性（29 条２項）を有することに留意する。拒絶されてしまうからである（49 条２号）。

② 発明者たる甲は、2013 年５月 10 日に発明イを刊行物Ｘに発表していることから、発明イは新規性を喪失している（29 条１項３号）。よって、このまま発明ロを出願したのでは、発明イに基づいて進歩性違反（29 条２項）として拒絶されるおそれがある（49 条２号）。そこで、乙は、新規性喪失の例外の適用を受けるべきことに留意する（30 条２項）。

③ 係る規定の適用を受けるためには、特許を受ける権利を有する者の行為に起因した公知行為であって、特許を受ける権利を有する者が出願することを要するところ、発明者甲が公知にしており、また甲自身が出願するため要件を満たす。

④ よって、公知行為から６月以内に出願し、係る規定の適用を受けたい旨の書面を出願と同時に、証明書面を出願から 30 日以内に提出することで、係る適用を受けられる。

⑵ その他

最先の出願（39 条）であり、29 条の２に該当しないこと、産業上利用可能性（29 条１項柱書）を有すること等についても留意すべきである。拒絶されてしまうからである（49 条２号）。

２．記載要件

⑴ 特許請求の範囲の記載

① 発明特定事項を過不足なく記載すべきことを留意すべきである（36 条５項）。拒絶理由でないものの、権利化後、技術的範囲の解釈の際に影響し得るからである（70 条１項）。

無断複製・頒布を禁じます

② 特許請求の範囲の記載は、明細書に記載したものであることを留意すべきである（36 条６項１号）。新規発明の公開に対する代償としての特許権付与（１条）という制度趣旨によるものである。

③ 特許請求の範囲は、明確かつ簡潔に記載すべきことを留意すべきである（36 条６項２号、３号）。構成要件的機能、保護範囲的機能を担保するためである。

④ 複数の発明について出願するときは、所定の技術的関係を有していることにより、発明の単一性を満たすべきことを留意すべきである（37 条、施規 25 条の８）。出願人間の料金面での公平、審査の促進を図るためである。

⑵ 明細書の記載

① 委任省令要件、実施可能要件を満たすように記載すべきことを留意すべきである（36 条４項１号）。

② 文献公知発明に関する情報の所在を記載すべきことを留意すべきである（36 条４項２号）。

以上

無断複製・頒布を禁じます

練習問題２

甲会社の従業員である**A**と**乙**会社の従業員である**B**は、物質**α**に関する発明、及び物質**α**を含有することを特徴とする組成物**β**を完成させた。

このような場合に、**甲**会社と**乙**会社が特許を受けたいと考え、弁理士**丙**に相談にきた。弁理士**丙**は、出願に際し、いかなるアドバイスをすべきかについて説明せよ。

解答例

１．特許要件

⑴ 特許を受ける権利について（29 条１項柱書）

① 特許を受ける権利は、発明者に原始的に帰属する。また、ＡとＢが共同して発明を完成させた場合には、係る権利はＡとＢに共有して帰属する。

② 共同発明とは、実質的な協力のもとに完成された発明であり、単なる補助者、管理者、資金提供者等は共同発明者たり得ない。

③ 甲会社と乙会社が特許を受けるためには、特許を受ける権利を、発明者であるＡとＢから承継する必要がある（33 条１項）。冒認として拒絶されてしまうからである（49 条７号）。そして、特許を受ける権利が共有に係るときは、共同して出願しなければならないことをアドバイスすべきである（38 条）。拒絶されてしまうからである（49 条２号）。また、本発明が職務発明であれば予約承継も可能であるものの（35 条２項反対解釈）、係る場合であっても、特許を受ける権利を譲渡するに際しては、ＡとＢは、それぞれ他の共有者の同意を得る必要がある（33 条３項）ことについてもアドバイスすべきである。

なお、職務発明とは、従業者等がした発明であって、使用者等の業務範囲に属し、従業者等の現在又は過去の職務に属する発明をいう（35 条１項）。

⑵ その他

新規性（29 条１項各号）、進歩性（29 条２項）を有し、最先の出願（39 条）であり、29 条の２に該当しないこと等についてもアドバイスすべきである。拒絶されてしまうからである（49 条２号）。

２．記載要件

⑴ 特許請求の範囲の記載

① 発明特定事項を過不足なく記載すべきことをアドバイスすべきである（36 条５項）。拒絶理由でないものの、権利化後、技術的範囲の解釈の際に影響し得るからである（70 条１項）。

② 特許請求の範囲の記載は、明細書に記載したものであることをアドバイスすべきである（36 条６項１号）。新規発明の公開に対する代償としての特許権付与（１条）という制度趣旨によるものである。

無断複製・頒布を禁じます

③ 特許請求の範囲は、明確かつ簡潔に記載すべきことをアドバイスすべきである（36 条６項２号、３号）。構成要件的機能、保護範囲的機能を担保するためである。

④ 発明αおよびβが、所定の技術的関係を有していることにより、発明の単一性を満たすべきことをアドバイスすべきである（37 条、施規 25 条の８）。出願人間の料金面での公平、審査の促進を図るためである。

本問においては、物質αに関する発明、及び物質αを含有することを特徴とする組成物βは所定の「技術的関係」を有すると考えられ、発明の単一性を満たすものと考えられる。

⑵ 明細書の記載

① 委任省令要件、実施可能要件を満たすように記載すべきことをアドバイスすべきである（36 条４項１号）。

② 文献公知発明に関する情報の所在を記載すべきことをアドバイスすべきである（36 条４項２号）。

以上

無断複製・頒布を禁じます

◆ 三種の神器 ２ ～Ｎプロジェクトシート～ ◆

（１）条文の読み込みを正しく行う

（２）過去問依存症から脱却する

無断複製・頒布を禁じます

短答基礎力完成講座　納冨クラス外秘

Nプロジェクトシート＜特実Ⅱ＞

条文	主体	客体(or場合)	時期	手続	チェック事項	メモ
28	○	○			誰が、どの様な場合(4)、特許証交付	
29		○	○		29①1～3の共通点(3),相違点、1号・2号の相違点に注意	
29-2	○	○	○		要件は(5)？効果は？、39条との対比	
30	○	○	○	○	要件は？効果は？、複数回公知の論点	
32					内容理解のみでOK	
33					移転と譲渡の相違	
34	○				34①の第三者と②の第三者読み分け、効力発生要件か対抗要件か？	
34-2					権利の発生、移転(3)、承諾者(4項)、分割の際、消滅事由(5)、放棄の承諾者	
34-3					権利の発生、移転(4項)、承諾者(5項)、優先権主張・分割・変更の際、消滅	
34-4					登録事項(5)	
34-5					仮通常の対抗力(文言正確に)	
35	○	○			職務発明とは？(3要件)、法定通常実施権の性質、予約取得とは、対価の手続きについて理解	
36					各項の理解	
36-2		○	○	○	要件(客、時、手続)、図面の取扱い(国際特許出願との対比)	
37					施規25－8も併せて理解	
38					拒絶理由になるということ(冒認との相違理解)	
38-2	○	○	○		出願日の認定要件(3)、効果の内容も理解・暗記	
38-3		○		○	条文内容理解、第6項の適用除外規定チェック	
38-4	○	○		○	条文内容理解、効果の理解・暗記、10項の適用除外規定チェック	
38-5				○	内容理解	
39	○	○	○		29条の2との相違、同日の取扱い	
41	○	○		○	要件(主、客、時(例外)、手続)と効果の理解・暗記、分割等とのコラボ、29条の2とのコラボ	
42			○		取下げ時期の原則と例外	
43			○	○	条約との絡み。日付、国名、申立。	
43-2	○	○	○	○	条文要件インプット	
43-3	○	○			表のインプット、特定国の理解	
44	○	○		○	要件(主、客(補正可能時期と不可能時期)、時、手続)の把握と効果(原則・	
46	○	○	○	○	要件(時期)と効果の理解(実10条、意13条と共に)	
46-2	○	○	○	○	要件・効果暗記、放棄の承諾者注意	

見本

◆ 三種の神器 ３ ～スケジュール表～ ◆

（１）知識のピークを本試験に合わせる

・１条から進めるべきではない
・科目並行を意識する
・ツールを選択する

（２）長期的・中期的・短期的スケジュールを立てる

・いつまで短答と論文を並行するか
・何を使って勉強するか
・年中 60℃で勉強するよりも、短期的に 100℃に達する時期が必要

（３）２週間のズレで修正をかける

・Ｎスケを忠実に守る
・相談してカスタマイズ

（４）細切れの時間を利用する

・1500 時間は、通勤時間、昼休み等も含める
・10 分あれば条文２～３条分を読み込める
・10 分あれば、過去問２問（10 肢）は解ける

（５）机に座っていない勉強を大切にする

・条文の読み込みは通勤時間でＯＫ
・過去問も電車の中でも可能
・音声データを聞き尽くす

無断複製・頒布を禁じます

短答基礎力完成講座　納冨クラス　スケジュール表（10月14日～10月19日）

	10月14日（日）	10月15日（月）	10月16日（火）	10月17日（水）	10月18日（木）	10月19日（金）
特実	29～30条(条文⇒アドバンス⇒平成 29 年～25 年該当問題） 29 条の2、39 条（条文⇒アドバンス⇒平成 29 年～25 年該当問題）	32 条～38 条（条文⇒アドバンス⇒平成 29 年～27 年）	41 条（＋パリ優先）（条文⇒アドバンス⇒平成 29 年～27 年該当問題） →	→	分割・変更・46 条の2（条文⇒アドバンス⇒平成 29 年～27 年該当問題）	**調整日**
その他法域	余裕があるようなら、意匠についても復習する。					
論文	全文書き1問 答案案構成2問	答案構成1問	答案構成1問	答案構成1問		答案構成1問

見本

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2020 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

MU21001